

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲(1件)	厚生労働省	1~5
15	社会医療法人の認定要件緩和(2件)	厚生労働省	6~7
51	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲(6件)	厚生労働省	8~24
14	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和(7件)	厚生労働省	25~40
47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(17件)	厚生労働省	41~51
48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲(1件)	厚生労働省	52
7	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和(1件)	厚生労働省	53
8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止(1件)	厚生労働省	54
10	放課後児童クラブの補助条件の見直し(5件)	厚生労働省	55~59
12	介護保険事業に係る規制緩和(3件)	厚生労働省	60~69
13	介護認定審査会委員の任期の条例委任(2件)	厚生労働省	70~73

臨床研修病院の指定権限について

○ 臨床研修は、医師国家試験に合格した医師が、診療に従事するための要件となる研修であり、**一定レベル以上の研修の質を全国的に確保する必要**がある。

○ このため、医師法上、厚生労働大臣は、臨床研修病院を指定するときは、学識経験を有する委員等から構成される医道審議会の意見を聴くこととされている。

指定の権限を移譲した場合、このような手続きを経ることが困難となり、研修の質を確保できなくなるため、権限は移譲できない。

研修医受入定員調整権限について (1) 研修プログラム用定員の裁量拡大

- 平成22年度の研修より、地域の医師不足を解消する観点から、都道府県別に、医学部の入学定員数や人口、地理的条件等に応じた募集定員数を設定。
- 一方、各病院は、前年度の研修内定者分まで募集定員を保証される仕組みがあり、東京や大阪など都市部の都道府県では、県内病院の募集定員数の合計が、各都道府県の定員数を上回っていた。
- 平成27年度研修から、各病院に前年度内定者数を保証する代わりに、各県の基礎数（上記の募集定員数に相当）を上回る分を合計し、各県の調整枠として再配分※した。

※ 各都道府県における直近（平成25年度）の研修医採用実績数で按分。

- 平成27年度研修における、兵庫県の募集定員数は次のとおり。
全体：416人（うち基礎数：343人、都道府県調整枠：73人）
- 都道府県は、調整枠分を県内病院に裁量で割り振ることができるため、**現状でも、政策的に設定した研修プログラムに、調整枠から定員を付けることが可能**となっている。

研修医受入定員調整権限について（２）地域枠出身研修医への対応

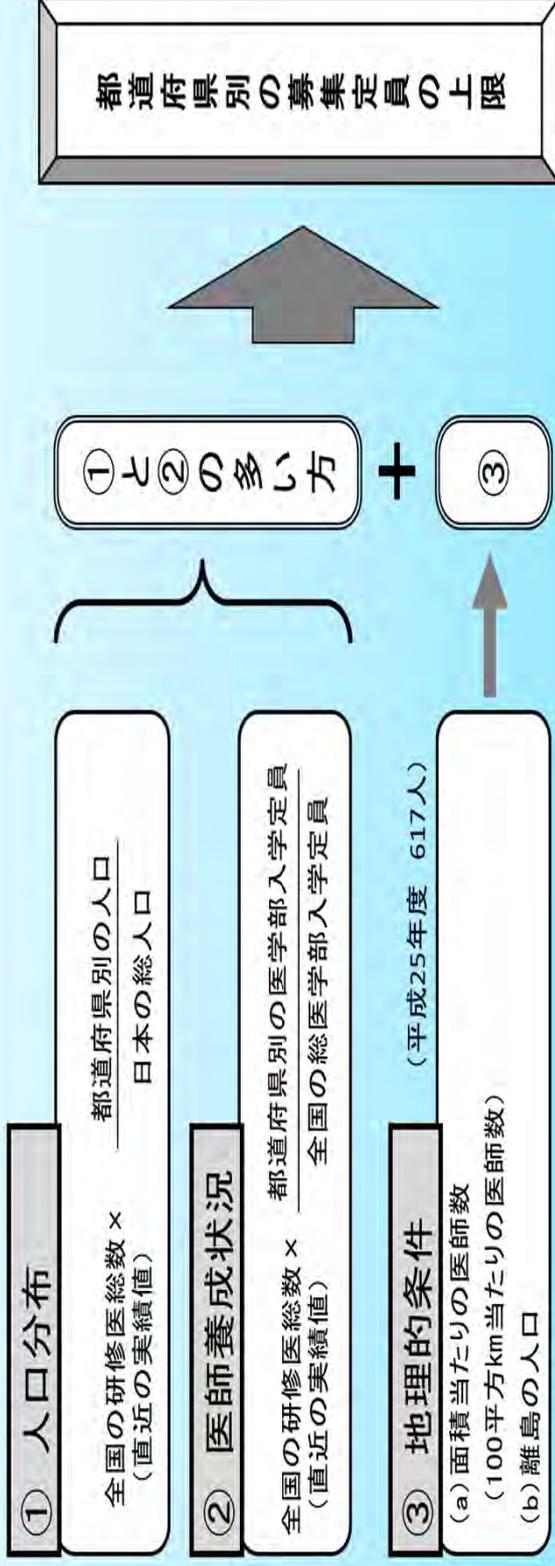
- 兵庫県の地域枠（医師修学資金募集人員）は以下のとおり推移。

募集年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
募集人数	4人	10人	14人	14人	17人	19人	19人
- 現状の仕組みでも、各都道府県の調整枠で地域枠に対応可能と考えられるが、仮に、今後、地域枠医師が増加して調整枠で対応できなくなった場合、**都道府県が、調整枠だけでなく基礎数も含めて病院に配分する方式を選択できるよう検討。**
- なお、都道府県調整枠の規模については、基礎数における地理的加算等を調整することで、適切な規模を確保していく。

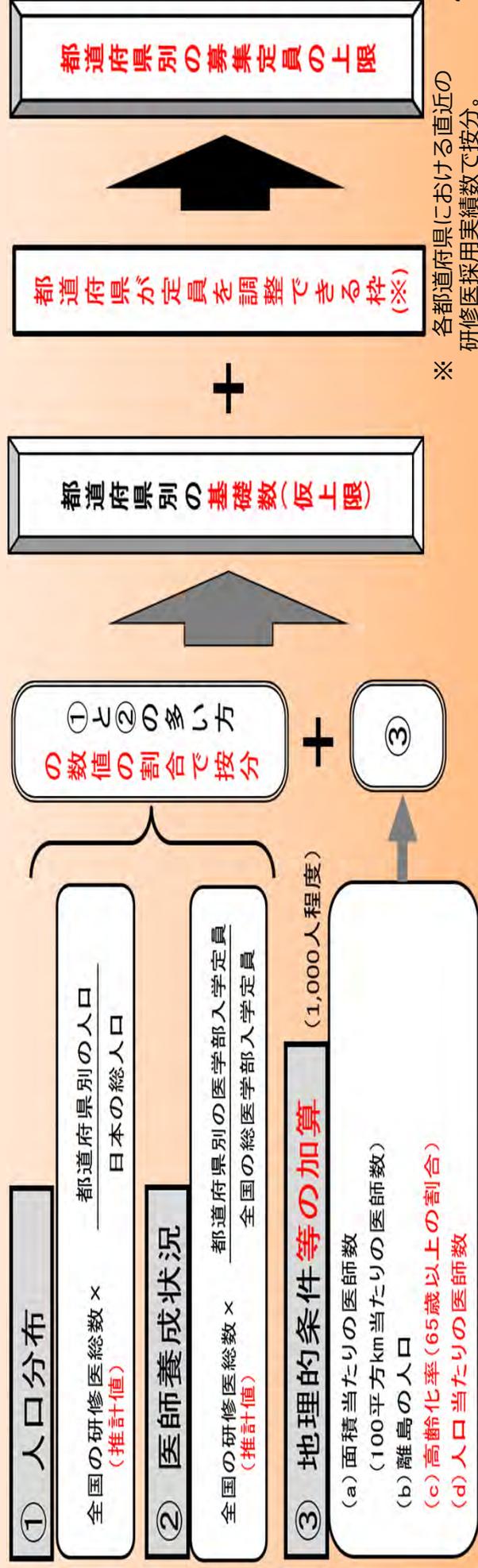
都道府県別の募集定員について

参考 1

平成26年度研修まで：研修医総数を各県に按分した数 + 地理的加算 = 都道府県別定員数



平成27年度研修～：研修医総数を各県に按分した数 + 地理的加算 + 都道府県調整枠 = 都道府県別定員数



※ 各都道府県における直近の研修医採用実績数で按分。

